

盛土規制法の運用開始に関するお知らせ

危険な盛土等に伴う災害から人命を守るための取組みを開始します

令和3年7月に、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じたことを契機に、危険な盛土等を包括的に規制する法律「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が、令和5年5月26日から施行されました。松本市では、**令和7年5月26日**に同法の運用を開始します。

盛土規制法の概要

- 規制区域の指定
- 盛土等※の安全性の確保
- 盛土等を安全に保つ責務
- 実効性のある罰則

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積をいいます。

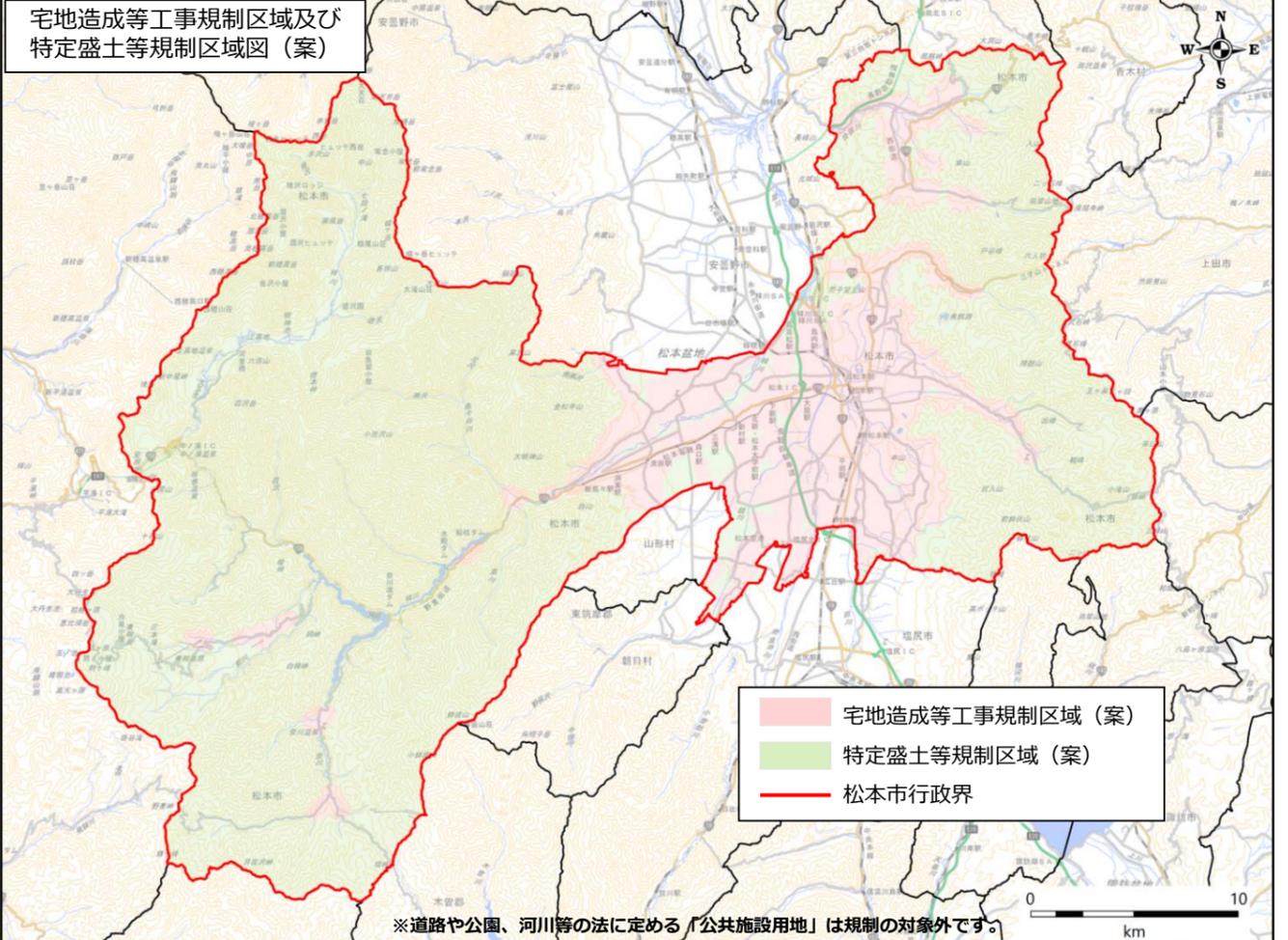
宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域



国土交通省資料より

規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域に指定します。規制区域には2種類あり、松本市は、その全域を「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」のどちらかに指定します。



宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアです。

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等です。

規制の対象とならない行為の例

- 通常の営農行為（通常の生産活動、ほ場管理のための耕起・代かき・整地・畝立等）
- グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し

許可等不要の工事

- 法に定める「災害の発生のおそれがないと認められる工事」については、許可又は届出が不要です。
例) 鉱山保安法、鉱業法、採石法等による鉱物、岩石の採取等
土地改良法による土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等
土壌汚染対策法による汚染土壌の搬出又は処理等

盛土等を安全に保つ責務

- 盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、**土地所有者等**※が常時安全な状態に維持する必要があります。
- 盛土を行った**原因行為者**に対しても是正措置等の命令が発せられる場合があります。

※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者をいいます。

土地が譲渡された場合であっても、その時点の土地所有者等に責務が発生します。



規制対象となる盛土等に対する措置

無許可の盛土等の早期摘発を目指し、規制対象の盛土等には一定の措置が求められます。

工事主が周辺住民に
事前周知

市が許可地の
一覧を公表

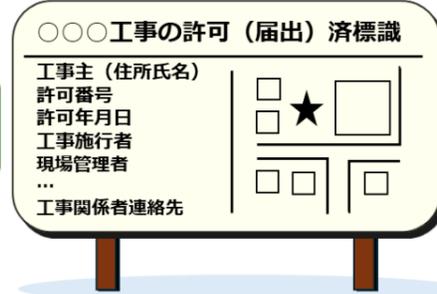
工事主が工事現場に
標識を掲示

不正な盛土等を見つけやすくなります。
標識がない等の不審な盛土等を見つけた場合は
市役所までお知らせください。

注意

【無許可で盛土等を行った場合や命令違反などは罰則の対象となります】

- 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下



盛土規制法に関するよくある質問

Q: 許可を受けていない盛土工事は、どのように見分けられますか？

A: 許可した場合はホームページで公表するほか、工事中は現場に標識が設置されます。

Q: 誰が許可申請を行う必要がありますか？

A: 工事主（盛土等に関する工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで自らその工事をする者）が松本市長に許可申請を行う必要があります。

Q: 民間事業者が運営するストックヤードに土石を持ち込む際に注意すべきことはありますか？

A: 搬出先のストックヤードが、盛土規制法に基づく許可を受けている又は届出を行っていることを確認する必要があります。

● お問合せ先 ●
松本市 建設部 建築指導課 開発担当
松本市丸の内3番7号 TEL: 0263-34-3285

松本市ホームページ
宅地造成及び特定盛土等規制法
（盛土規制法）について



安全な盛土等の造成のための許可等

許可申請の義務化

- 一定規模を超える盛土等を行う場合は、あらかじめ市長の許可が必要です。
 - 安全対策に関する技術的基準に適合する必要があります。
 - 工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査を実施します。
 - 土地の所有者等全員の同意や周辺住民への事前周知（説明会の開催等）が必要です。
- ※宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一次的な堆積についても規制されます。
- ※都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。ただし、その場合であっても、現場での標識掲示、定期報告、中間検査の手続きは必要です。

許可・届出の対象となる盛土等の規模

宅地造成等工事規制区域		許可
<p>＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞</p> <p>① 盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの</p> <p>② 切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの</p> <p>③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの（①②を除く）</p> <p>④ 盛土で高さが 2m超 となるもの（①,③を除く）</p> <p>⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの（①～④を除く）</p>		
<p>＜一時的な土石の堆積＞</p> <p>⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの</p> <p>⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの</p>		

特定盛土等規制区域		届出	許可
<p>＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞</p> <p>① 盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの</p> <p>② 切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの</p> <p>③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①②を除く）</p> <p>④ 盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①,③を除く）</p> <p>⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）</p>			
<p>＜一時的な土石の堆積＞</p> <p>⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの</p> <p>⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの</p>			

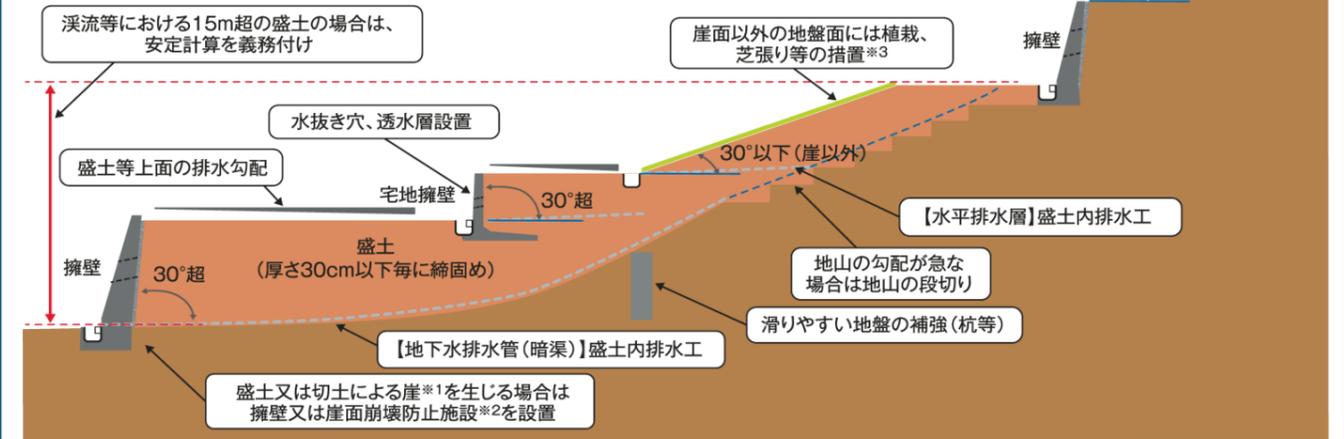
※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

規制対象の技術的基準

盛土等の許可を受けるためには、安全基準に適合させることが必要です。

＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞

イメージ図（盛土）



※1「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。 ※2 住宅等の建築物を建築する地盤には崖面崩壊防止施設（鋼製枠工等）は設置できません。 ※3 道路の路面の部分その他の植栽、芝張り等の措置の必要がないことが明らかな地盤面を除きます。

＜一時的な土石の堆積＞

イメージ図



※堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地が必要です。 ※上記は技術的基準を満たす堆積方法の一例であり、施設を設置すること等により空地の確保が不要となる場合もあります。

国土交通省資料より
*具体的には市が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前	<ul style="list-style-type: none"> ●事前相談 ●土地所有者等全員の同意 (許可要件) ●周辺住民への事前周知 (周辺地域の住民に対する工事内容の周知(説明会の開催等))
② 許可申請・許可	<ul style="list-style-type: none"> ●許可基準への適合 ●市長の許可 (市長は工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表)
③ 工事着手	<ul style="list-style-type: none"> ●現場での標識掲示 (工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示) ●定期報告※ (工事の施工状況について3か月ごとに報告) ●中間検査※ (工事完了後に確認困難となる工程について現地検査 ※一定規模以上の盛土等が対象です。)
④ 工事完了	<ul style="list-style-type: none"> ●完了検査 (安全基準への適合について現地検査)

注意 規制区域指定日（令和7年5月26日）に、現に許可・届出対象となる盛土等を行っている場合は、**21日以内（令和7年6月16日まで）に届出が必要です。**